令和７年度 食品適正表示推進者講習会 確認問題

※　学習後の確認用にご活用ください（提出不要）

★以下の文章について、正誤を答えてください。

１．食品表示法（品質事項）

（　）マグロのトロと赤身を盛り合わせたものは、加工食品に該当する。
（　）生鮮食品は、名称と原産地の表示が義務付けられている。
（　）原料原産地は、重量割合上位１位の原材料が義務表示の対象である。
（　）ふるさと納税返礼品（食料品）は、食品表示が一切不要である。
（　）内容量について、特定商品以外は単位を明記して表示する必要はない。

２．食品表示法（衛生事項）

（　）特定原材料は、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、大豆の８品目である。
（　）マヨネーズは、卵を含むことが明らかなのでアレルゲンの表示を省略できる。
（　）保存料を使用する場合は、用途名と物質名を併せて表示する必要がある。
（　）製造日から賞味期限までの期間が３０日を超えるものは、期限表示を「年月」で表示できる。
（　）製造所固有記号は、原則、同一製品を２箇所以上の工場で製造する場合に限り使用できる。

３．食品表示法（保健事項）、健康増進法

（　）栄養成分表示は、「熱量、炭水化物、脂質、たんぱく質、食塩相当量」の順に表示する。
（　）食品表示基準に定めがない成分を表示する場合は、栄養成分表示と区別して表示する。
（　）「ノン○○」や「○○ひかえめ」は、「低い旨」の栄養強調表示である。
（　）栄養機能食品は、特に届出をしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示できる。
（　）機能性表示食品は、疾病の治療や予防を目的としたものである。

４．景品表示法

（　）景品表示法は不当表示を禁止する法律であり、過大な景品類については禁止していない。
（　）セールストーク（訪問販売・電話）は、景品表示法の「表示」にはあたらない。
（　）合理的な根拠がない効果・性能の表示は優良誤認表示とみなされる。
（　）不当な二重価格表示は、有利誤認表示にあたるおそれがある。
（　）商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性によって提供する景品類を総付景品という。

５．米トレーサビリティ法

（　）米・米加工品の取引等の記録は、原則１年間保存する。
（　）せんべいなどの米菓は、米トレーサビリティ法の対象品目には該当しない。
（　）米・米加工品の取引等の記録を作成・保存していなかった場合には、罰則規定が適用になる。
（　）一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、産地情報の伝達を行う必要がある。
（　）米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、産地情報の伝達を行う必要はない。